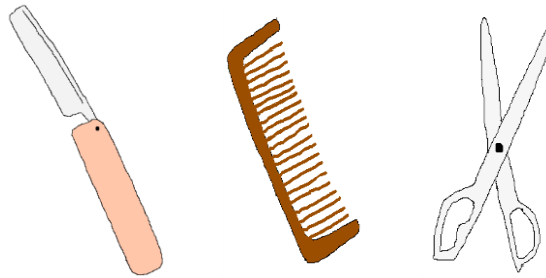


# 理容所のてびき

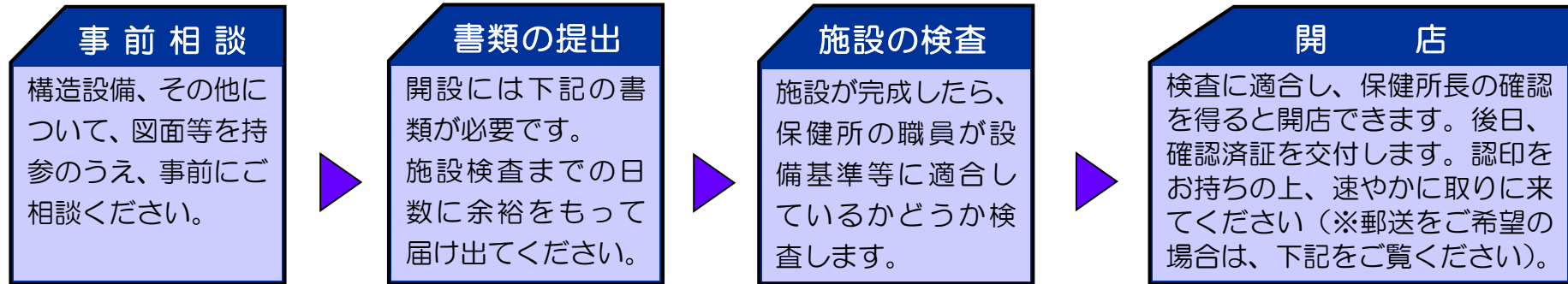


---

東京都島しょ保健所

生活環境担当

## 理容所開設までの手続き



## 開設時に必要な書類

- ✂ 開設届
- ✂ 構造設備の概要
  - ❖ 施設の平面図
- ✂ 従業者名簿
  - ❖ 有資格者の免許証（本証提示）
  - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮肤病疾患でないことがわかる、3か月以内のもの）
  - ❖ 管理理容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（本証提示）
- ✂ 検査手数料（24,000円）
- ✂ 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）
- ✂ 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等の記載があるもの）

※ 確認済証の郵送を希望する場合：

送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520円／対面受取りとなります）をご用意ください。

# (例) 理容所 構造設備概要

## 消毒済み器具保管容器(場所)

○汚染を受けないよう密閉された場所に保管する。

## 床・腰板

○不浸透性材料（コンクリート、タイル、リノリウム、板等）とする。

## 客待ち場所

○作業室には、作業中の客以外みだりに出入りさせない。  
 ・待合所を設ける場合は、作業室と明瞭に区分する。

## 洗浄・消毒済み布片格納棚

○汚染を受けないよう、扉などがついた場所に保管する。

## 未洗浄布片入

・未洗浄布片入を備える。

## 理容いすの台数・作業室床面積

○1 作業室の面積は1 3㎡以上であること（面積は、<sup>うちのり</sup>内法により算定）  
 ○理容いすは、作業室面積1 3㎡の場合、3台までとする。

さらに、理容いすを1台増やすごとに4.9㎡を加えた面積以上とする。

## 消毒設備

○流水装置のある洗場  
 ・消毒薬・計量器具  
 ○未消毒器具容器  
 ・器具消毒用容器  
 ・器具乾燥棚  
 等を備える。

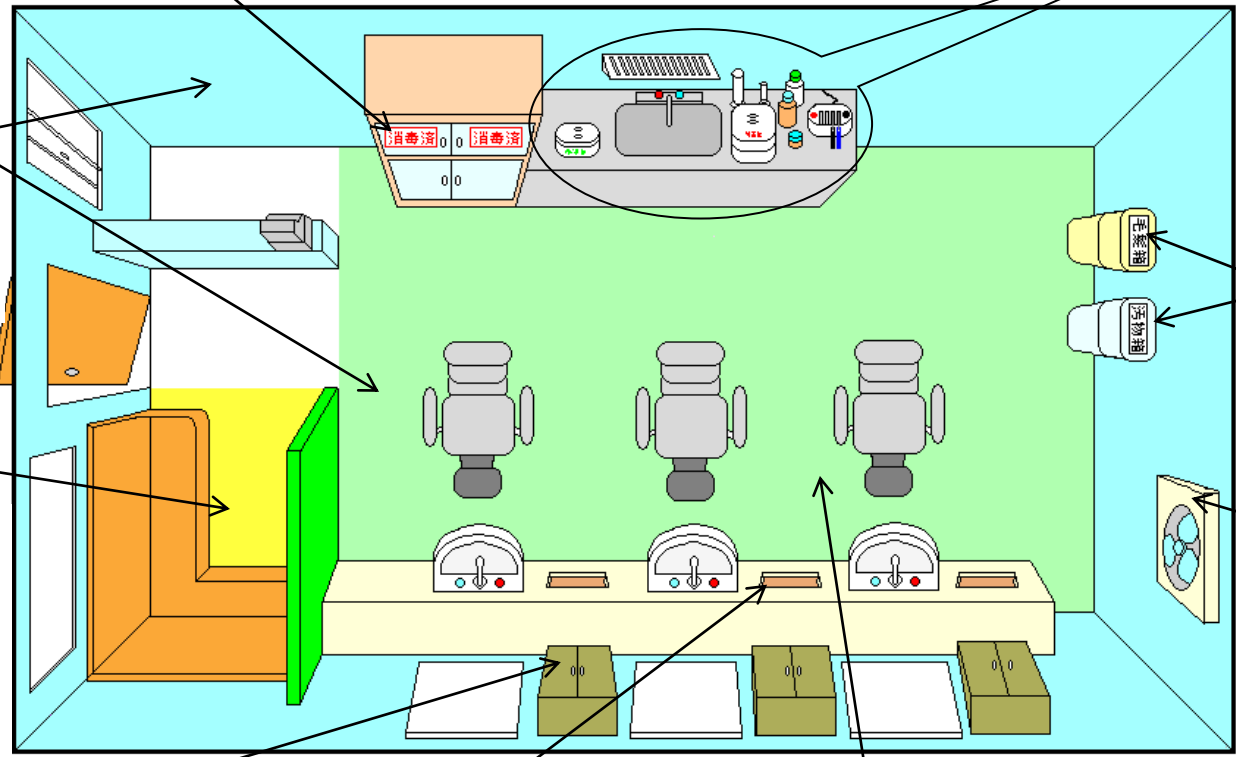
## 毛髪箱、汚物箱

○各々別途にフタ付きのものを備える。

## 採光・照明・換気

○採光、照明及び換気を十分に確保する。

（作業面の照度：100ルクス以上）  
 炭酸ガス濃度：0.5%以下



## 理容所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

### ◆ 新規開設届

- ✕ 開設者を変更する（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ✕ 施設を移転する（仮店舗も含む）
- ✕ 施設を大規模に増改築する
- ✕ 施設を建て替える 等

#### 必要書類

- \* 「開設までの手続き」をご覧ください。

### ◆ 変更届

- ✕ 法人代表者を変更した
- ✕ 施設を小規模に増改築した 等

**\* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。  
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかわるもの（いすの台数など）となります。

#### 必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類  
（登記事項証明書（法人の場合）、施設設備図面等）

### ◆ 従業者変更届

- ✕ 従業者の新規雇用、異動、退職等があった
- ※複数店で施術している場合は全ての店舗で届出が必要です。**

#### 必要書類

- \* 従業者変更届
- \* 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内に発行のもの）

### ◆ 承継届

- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした
- ✕ 法人が合併・分割した

#### 必要書類（個人の場合）

- \* 承継届
  - \* 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書等
  - \* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
    - ❖ 相続人の範囲：法定相続人
- 被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

**法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。**

### ◆ 廃止届

- ✕ 営業をやめた 等

#### 必要書類

- \* 廃止届（廃止後の提出となります）

# 器具類の洗浄と消毒方法



\*1 0.1~0.2%を目安とする。 \*2 0.01~0.1%を目安とする。 注:希釈が必要な薬液を使用する場合は、計量器具が必要です。

## 理容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	換気を十分にすること（炭酸ガス濃度を0.5%以下に保つこと） 開放型暖房器具・ガス式蒸し器等を使用するときは、特に換気に注意すること
採光・照明	十分な明るさを保つこと（作業面の照度を100ルクス以上とすること）
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
従事者の健康	常に従業者の健康管理に注意すること

## 関係機関一覧

理容師試験・免許証・管理理容師講習会・修了証書に関すること	
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 〒135-8507 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビル B棟 9F	Tel 03-5579-0911
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること	
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	Tel 03-3445-8751